

# 税金・年金・保険

## 税金

本 税務課 本 国保年金課 本 住民福祉課

### 市税の種類

種類	納める人	税率など
個人市県民税	毎年1月1日現在、本市に住所を有していて、前年中に一定の所得があった人に課税されます。	所得額に応じて税額を決める「所得割」と、一定以上の所得がある人に定額でかかる「均等割」があります。 「所得割」の税率は10%（市民税6%・県民税4%）です。 「均等割」は、市民税3,000円・県民税1,700円で合計4,700円です。 ※平成26年度の課税から、「個人の市民税・県民税の税率の特例等」として、ぐんま緑の県民税700円が県民税の「均等割」に上乘せられています。 ※また、令和6年度から森林整備などに必要な財源を確保するため、森林環境税1,000円（国税）が均等割と併せて課税されています。森林環境税は国税ですが森林環境譲与税として各地方団体に再配分されます。
法人市民税	市内に事務所、事業所、寮などのある法人に課税されます。	資本金や従業者数に応じて課税される「均等割」と法人の所得について算定された法人税額または個別帰属法人税額を課税標準とした「法人税割」があります。 「法人税割」の税率は、8.4%です。
固定資産税	毎年1月1日現在、本市に土地、家屋、償却資産を持っている人に課税されます。	土地、家屋、償却資産の課税標準額の1.4%
都市計画税	都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、都市計画区域のうち、市が定めた区域内に所在する土地、家屋の所有者に課税されます。	土地、家屋の課税標準額の0.2%
たばこ税	市内で販売されたたばこが対象です。たばこ販売会社が市に納入しています。	1,000本あたり6,552円です。
入湯税	鉱泉浴場における入湯客に課税されます。	宿泊を伴う入湯客は一人1日150円、日帰りの入湯客は一人50円です。ただし、年齢12歳未満の人、学校行事で入湯する人、日帰りの入湯客で利用料金が1,000円（税抜）以下である人は課税されません。
国民健康保険税	安中市国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に課税されます。	医療分、支援分、介護分の合計になります。 それぞれに、所得割、資産割、均等割、平等割があり、加入者の人数や所得に応じて税額が計算されます。 ※年度の途中で異動があった場合は、月割で計算します。 ※介護分は、40歳以上65歳未満の加入者に限ります。 ※令和8年度から、子ども・子育て支援金分が加算されます。 詳しくは、58ページへ。
軽自動車税	毎年4月1日現在、本市に定置場のある原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車、軽自動車の所有者に課税されます。	別表1・2参照（56ページ）

◎市税の種類・税率について



税金・年金・保険

▶ 二輪等(別表1)

車種区分		税率
原動機付 自転車	50cc以下・125cc以下 かつ最高出力4.0KW 以下・特定小型原付	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊 自動車	農耕用	2,400円
	そのほか	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

▶ 軽四輪などの税率(別表2)

車種区分	平成27年3月31 日までの新規登録 で重課税率が適用 されない車両	平成27年4月1日 以降の新規登録 で軽課税率が適 用されない車両	新規登録後13年 経過車(令和7年度 課税では平成24 年3月31日以前に 登録された車両)	
	旧税率	標準税率	重課税率	
軽自動車	三輪	3,100円	4,600円	
		乗用	5,500円	8,200円
	四輪以上	営業用	7,200円	12,900円
		貨物用	3,000円	4,500円
	営業用	4,000円	6,000円	
	自家用	5,000円	6,000円	

市税に関する証明書などおよび手数料

本 税務課 松 住民福祉課

▶ 市県民税に関する証明

証明書の種類	手数料(1件)
所得証明書	1件につき300円
課税(非課税)証明書	
所在地証明書	

▶ 納税に関する証明

証明書の種類	手数料(1件)
納税証明書	1件につき300円 ※1年度で1件になります。
納税証明書(完納証明書)	1件につき300円
納税証明書 (滞納処分を受けたことのない証明書)	
軽自動車税納税証明書(継続 検査用)	無料

▶ 固定資産(土地・家屋・償却資産)に関する証明など

証明書の種類	手数料(1件)
評価証明書	1件につき300円 以降、1件ごとに30円ずつ加算 ※土地と家屋は別になります。
公課証明書	1件につき300円と 発行枚数1枚あたり10円
課税台帳(名寄帳) の写し(土地・家屋)	
課税台帳の写し(償却資産)	
地番図の写し	
資産(無資産)証明書	1件につき300円
住宅用家屋証明書	1件につき1,300円

※今後、変更になる場合があります。  
※令和4年12月1日からマイナンバーカード(個人番号  
カード)を利用して、全国のコンビニエンスストアで  
「課税(非課税)証明書」が取得できるようになりました。

税金・年金・保険

納税など

本 収納課 本 国保年金課 本 高齢者支援課 松 住民福祉課

▶ 市税などの納期

各市税などの納期は下記のとおりです。納期限内の納付にご協力をお願いします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税・都市計画税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
個人の市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期			
国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

## ▶ 納付方法及び口座振替取扱金融機関

納付可能場所・媒体		口座振替取扱金融機関・注意事項
金融機関	銀行	群馬銀行、東和銀行
	信用金庫	しのめ信用金庫
	信用組合	群馬県信用組合
	農業協同組合	碓氷安中農業協同組合
	その他	中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局
全国の地方税統一eL-QR対応金融機関		eL-QRが表面に印刷されている場合に限る
コンビニエンスストア ※1	セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン	左記、納付方法で納付可能なもの ▶発行後1年以内のバーコードが印刷されている納付書
MMK設置店 ※1	ウエルシア(安中店、安中郷原店、松井田八城店)	
スマホ決済アプリ ※2	PayPay、au Pay、ドコモd払い、楽天ペイ 他	左記、納付方法で納付可能なもの ▶eL-QRが表面に印刷されている納付書
クレジットカード	VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub	
Pay-easy(ネットバンキング) ※2	ネットバンキング対応金融機関	

※1: 安中市内で納付可能な場所および一例として掲載しております。詳細につきましては、市ホームページをご確認ください。

※2: 利用可能な決済アプリの一例としての掲載であり、その他利用可能決済アプリに関しては、市ホームページをご確認ください。

## ▶ 口座振替申込方法

下記の方法で口座振替の申込みができます。なお、いずれの申込方法でも振替日は、各市税などの納期限日です。再振替はできませんので、納期限日前に残高をご確認ください。

### ①金融機関または郵便局での申込み

上記の金融機関及びみずほ銀行の窓口で市税などの口座振替の申込みができます。通帳・はんこ(通帳届出印)・納税通知書を持参のうえ、「市税等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」で手続きしてください。なお、申込月の翌月末日以降の納期分から振替になります。

### ②専用ハガキでの申込み

市税の口座振替の申込みは、専用ハガキを郵送もしくは市役所窓口で申込みできます。市役所窓口に通帳・はんこ(通帳届出印)を持参のうえ、来庁ください。なお毎月10日までに到着したものは、金融機関の確認後、翌

月末日以降の納期分から振替になります。

### ③パソコン・スマートフォンなどでの申込み

市税などの口座振替を市役所や金融機関などへの持参や郵送の手間なく、インターネット環境を利用して、申込みができます。申込み方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。なお、毎月10日までの申込みで、申込月末日以降の納期分から振替になります。

## 納税延長窓口案内 本 収納課

平日延長窓口	
開設課名	本 収納課
開設日	毎月末日(月末が祝休日の場合は翌営業日)
開設時間	午後5時15分から午後7時30分まで
取り扱い業務	▶市税などの収納 ▶納税相談

¥  
税金・年金・保険

〈 広告 〉

### 小板橋会計事務所

税理士・行政書士  
小板橋 敬之

安中市安中1-20-22  
TEL 027-382-1616  
FAX 027-382-0579

### TKC コンピュータ会計

相続・巡回監査・社会福祉

### 柳生由幸税理士事務所

税理士・行政書士  
柳生 由幸

安中市安中 5-12-31  
TEL 027-382-7312  
FAX 027-382-7372

国民健康保険は、病気やけがのとき安心して治療が受けられるように、加入者が保険税を出し合って助け合う制度です。

## ※ 被保険者

国民健康保険は、次の①～④に該当する人を除き、市内に住所のあるすべての人が加入しなければなりません。

- ①職場の健康保険、船員保険、各種共済組合の保険加入者とその被扶養者 ②生活保護世帯の人  
③国民健康保険組合に加入している人 ④後期高齢者医療制度に加入している人

## ※ 保険の届出

国民健康保険(国保)に加入するときや、やめるとき、内容の変更があるときは、14日以内に届出をしましょう。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき ※県内のほかの市町村から転入した場合は、群馬県の国保資格が継続しますが、資格確認書または資格情報のお知らせを書き替えます。	顔写真付きの身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード)
	職場の健康保険を脱退したとき(扶養から外れたとき)	職場の健康保険等を脱退した証明書など、顔写真付きの身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード)
	子どもが生まれたとき(国保に加入する場合) ※ <b>出産育児一時金</b> については60ページをご覧ください。	顔写真付きの身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード) ※差額支給がある場合 世帯主名義の口座がわかるもの、出産費用の領収書、明細書、医療機関直接支払制度合意書(同意書)
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、顔写真付きの身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード)
	外国人が加入するとき	在留カードまたは特別永住者証明書 ※国外からの転入はパスポート
脱退するとき	ほかの市町村に転出するとき ※県内のほかの市町村に転出した場合は、群馬県の国保資格が継続しますが、資格確認書または資格情報のお知らせは返却が必要です。	資格確認書または資格情報のお知らせ、顔写真付きの身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード)
	職場の健康保険に加入したとき(被扶養者になったとき)	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ、職場の健康保険などの資格確認書または資格情報のお知らせ、顔写真付きの身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード)
	国保の被保険者が死亡したとき ※ <b>葬祭費</b> については60ページをご覧ください。	資格確認書または資格情報のお知らせ 喪主の氏名が記載されているもの(領収書や会葬礼状)、喪主の口座がわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、生活保護決定通知書、顔写真付きの身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード)
その他	市内で住所が変わったとき 世帯主や氏名が変わったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	修学のためにほかの市町村に転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、在学証明書、顔写真付きの身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード)
	資格確認書または資格情報のお知らせをなくしたとき(汚れて使えなくなったときなど)	顔写真付きの身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカード)

## ※ 国民健康保険税

本 税務課

医療分、支援分、介護分を合算して算出し、世帯全体の保険税を世帯主が納めます。次の①～④を合計したものが年間保険税額になります。なお、介護分については、40歳以上65歳未満の人が対象です。

### ①所得割

医療分…(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)×6.7%  
支援分…(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)×2.0%  
介護分…(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)×1.2%

### ②資産割

医療分…共有分を含む固定資産税の総額(都市計画税除く)×24%  
支援分…共有分を含む固定資産税の総額(都市計画税除く)×9%  
介護分…共有分を含む固定資産税の総額(都市計画税除く)×5%

### ③均等割

医療分…被保険者1人につき2万4,000円  
支援分…被保険者1人につき6,000円  
介護分…被保険者1人につき6,000円

### ④平等割

医療分…1世帯につき2万3,000円  
支援分…1世帯につき5,000円  
介護分…1世帯につき4,000円

※税率などは令和7年度の内容です。今後変更になる場合があります。

※令和8年度から、子ども・子育て支援金分が加算されます。

## ※ 納付方法

資格を取得した月から保険税の負担が生じ、世帯主あてにお知らせします。保険税は、金融機関やコンビニエンスストア、**本・松**の会計窓口でお支払いできますが、口座振替が便利です。

※世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、加入者すべてが65歳以上75歳未満の場合、一定の条件を満たすと、世帯主の年金から保険税が天引き(特別徴収)されます。詳しくはお問い合わせください。

※解雇・倒産などにより失業された場合、申請により保険税が軽減されることがあります。詳しくはお問い合わせください。

## ※ 医療費

病気やけがで診療を受けるとき、マイナ保険証または資格確認書を提示すれば医療費の2~3割を支払うことで診療が受けられます(療養の給付)。ただし、年齢により費用の負担割合は変わります。

対象被保険者	負担割合
義務教育就学前	医療費の2割
義務教育就学から69歳まで	医療費の3割
70~74歳の人	医療費の2割
70~74歳の人(現役並み所得者)	医療費の3割

### ▶ 70~74歳の人所得区分

現役並み所得者	住民税課税所得が145万円以上の人と同じ世帯にいる人 ※平成27年1月2日以降に70歳になった国保被保険者およびその人が属する世帯の70~74歳の国保被保険者の旧ただし書所得(基礎控除後の総所得金額など)の合計額が210万円以下である人は除く。
一般	現役並み所得者、低所得(Ⅱ、Ⅰ)に該当しない人
低所得	Ⅱ 同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人で、低所得者Ⅰ以外の人
	Ⅰ 同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人(年金収入80.67万円以下の人等)

### ▶ 現役並み所得者(3割負担)の人について

70~74歳の国民健康保険加入者のうち、住民税課税所得が145万円以上の人、本人を含めた世帯に1人でもいる場合は、自己負担割合が3割になります。ただし、以下の基準のいずれかに該当する場合は、申請により自己負担割合が2割になります。

- ①70~74歳の国民健康保険加入者が1人で、収入額が383万円未満の場合
- ②上記①には該当しないが、「国民健康保険に加入している70~74歳の人」と「後期高齢者医療制度に加入する前に国民健康保険に加入していた人」の前年の収入額の合計が520万円未満の場合
- ③70~74歳の国民健康保険加入者が2人以上で、その収入の合計が520万円未満の場合

※課税所得、収入額は前年中のものをさします。ただし、1~7月は前々年中のものをさします。

※市で収入の詳細が把握できる場合は、申請省略可能。

## ※ 入院時の食事代

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食あたり次の標準負担額を自己負担とします。

### ▶ 入院時の食事代標準負担額(1食あたり)

一般(下記以外の人)		510円
住民税非課税世帯 (70歳以上の人は低所得Ⅱ)	90日までの入院	240円
	過去12か月で90日を超える入院	190円
住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の人(低所得Ⅰ)		110円

※住民税非課税世帯(低所得Ⅰ・Ⅱ)の人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、**本**国保年金課 **松**住民福祉課に申請してください。

※65歳以上の人が療養病床に入院したときの食費・居住費に関しては、**本**国保年金課 **松**住民福祉課にお問い合わせください。

※今後、金額は変更になる場合があります。

## ※ 保険で受けられない診療

正常な妊娠、分娩、歯列矯正、美容整形、健康診断、予防注射、仕事上のけが(労災保険)などは保険の対象になりません。

## ※ 高額療養費

医療機関に支払った1か月の一部負担金が一定額(自己負担限度額)を超えた場合、その超えた額を後で高額療養費として支給します。なお、該当世帯主には約2か月後に通知します。

### ▶ 70歳未満の場合

一部負担金が1医療機関(入院・外来・歯科は区別)で自己負担限度額を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。また、複数の受診や同じ世帯の人の受診について、それぞれ支払った一部負担額が2万1,000円以上のものは合算することができます。なお、「限度額適用認定証」(課税世帯)、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(住民税非課税世帯)を提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額までになりますので、**本**国保年金課 **松**住民福祉課に申請してください。

### ▶ 70~74歳の場合

1医療機関での支払いは自己負担限度額までの支払いになります(現役並み所得者(Ⅰ)・(Ⅱ)の人は、「限度額適用認定証」、非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です)。なお、複数の医療機関を受診した場合や現役並み所得者(Ⅰ)・(Ⅱ)と非課税世帯の人で認定証を提示しなかった場合は、高額療養費として後から支給します。

※現役並み所得者(Ⅰ)・(Ⅱ)とは、次頁の表[70~74歳の人の限度額(月額)]に記載された区分に該当する人です。

¥

税金・年金・保険

## ※ 医療費の自己負担限度額

### ▶ 70歳未満の人または国保世帯の限度額(月額)

区分	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)(※)
基礎控除後の所得が901万円超(ア)	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
基礎控除後の所得が600万円超901万円以下(イ)	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
基礎控除後の所得が210万円超600万円以下(ウ)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
基礎控除後の所得が210万円以下(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(オ)	35,400円	24,600円

### ▶ 70~74歳の人の限度額(月額)

所得区分		課税所得	外来(個人単位)	入院(世帯単位)
現役並み所得者				
現役並み所得者	Ⅲ	690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 4回目以降140,100円(※)	
	Ⅱ	380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 4回目以降93,000円(※)	
	Ⅰ	145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 4回目以降44,400円(※)	
一般			18,000円 (年間144,000円 上限)	57,600円 4回目以降 44,400円(※)
低所得Ⅱ			8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			8,000円	15,000円

※過去12か月に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、限度額が変わります。

同一県内で転居し、条件を満たした世帯は、高額療養費の該当回数が通算できる場合があります。

※今後、金額は変更になる場合があります。

## ※ 療養の給付

### ▶ 療養費

マイナ保険証または資格確認書を持たずに医療機関にかかったときや、医師が認めた治療用装具を作ったときは、申請し国保が認めた場合、医療費の7~8割が払い戻されます。

こんなとき	申請に必要なもの
急病などやむを得ない事情で、マイナ保険証または資格確認書を使わずに治療を受けたとき	診療報酬明細書、領収書、資格確認書または資格情報のお知らせ、口座番号がわかるもの
治療用装具(コルセット、ギプス、義足など)を装着したとき	医師の診断書か意見書、領収書(内訳記載のもの)、資格確認書または資格情報のお知らせ、口座番号がわかるもの
医師から指示されたあんま、はり、きゅう、マッサージ代	医師の同意書、施術の内容がわかるもの、領収書(内訳記載のもの)、資格確認書または資格情報のお知らせ、口座番号がわかるもの

こんなとき	申請に必要なもの
輸血のための生血代(病院を通じて購入した場合)	医師の診断書と輸血証明書、領収書、資格確認書または資格情報のお知らせ、口座番号がわかるもの
海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき	診療内容の明細書と領収明細書(翻訳を添えて)、資格確認書または資格情報のお知らせ、口座番号がわかるもの、パスポート、現地医療機関に問い合わせる本人同意書
医師の指示により、重病人を移送用の自動車などで入院や転院をさせたとき(緊急でやむを得ない場合)	医師の意見書、領収書(移送区間、距離、方法がわかるもの)、資格確認書または資格情報のお知らせ、口座番号がわかるもの

### ▶ 出産育児一時金

被保険者が出産した場合、48万8,000円が支給されます。出産した分娩機関が産科医療補償制度に加入している場合(領収書にスタンプが押印されます)は、1万2,000円が加算され50万円になります。

※原則として医療機関の窓口で申請し、本市から直接医療機関に支払う仕組み(直接支払制度)になっています。ただし、出産費用が、出産育児一時金額を下回る場合は、必要書類を添えて申請することにより差額を支給します。詳しくは本 国保年金課 松 住民福祉課にお問い合わせください。

※社会保険に1年以上加入した人(被扶養者は除く)が、脱退後6か月以内に出産した場合は、国民健康保険もしくは社会保険から出産育児一時金が支給されます。※妊娠12週以上であれば、死産・流産でも支給されますが、医師の証明書(死産届)が必要です。

### ▶ 葬祭費

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った人に5万円が支給されます。

本 国保年金課 松 住民福祉課に申請してください。

※亡くなられた人の加入期間が3か月未満の場合、以前加入していた保険から支給される場合がありますので、ご確認ください。

## ※ 国民健康保険と交通事故

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合、その治療にかかった医療費は加害者の負担になります。しかし、話がこじれたり加害者にお金の持ち合わせがない場合は、「第三者の行為による傷病届」を提出して国保が一時立て替え、保険で治療が受けられます。

※この制度で治療を受ける場合には、示談をする前に必ず、交通事故証明書・はんこ・資格確認書または資格情報のお知らせを持参して、本 国保年金課 松 住民福祉課で手続きをしてください。

## 後期高齢者医療制度

本 国保年金課 松 住民福祉課

### ※ 後期高齢者医療制度の被保険者となる人

- ▶ 75歳以上の人
- ▶ これから75歳になる人は、誕生日から
- ▶ 65~74歳で一定の障害があり、申請により群馬県後期高齢者医療広域連合(広域連合)の認定を受けた人

## ※ 保険料

制度に加入する被保険者一人ひとりが保険料を納めます。保険料額は、次の方法により個人ごとに決まります。保険料を決める基準(均等割額、所得割率)については、広域連合で2年ごとに見直し・改定され、県内で均一になります。

### ▶ 保険料の求め方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額(応益分)」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額(応能分)」の合計になり、個人単位で計算されます。

令和8・9年度の2年間は、均等割額54,600円、所得割率9.78%で計算します。

また、一人あたりの年間保険料額の上限額は85万円です。

※今後、金額は変更になる場合があります。

※令和8年度から、子ども子育て支援金が加算されます。

## ※ 保険料の軽減措置

- ▶ 低所得者の負担に配慮し、世帯の所得に応じて均等割額が7.2割・5割・2割軽減されます
- ▶ 制度加入前に被用者保険の被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません(制度加入時から2年間)

## ※ 特別徴収(年金天引き)の対象者

年金を年額18万円以上受給している人かつ、介護保険料が特別徴収されている人。

※4月から8月までに受給する年金から保険料を仮徴収します。7月に1年間の保険料が決まるため、10月から翌年2月までの年金から残りの保険料を天引きしますが、仮徴収で多く天引きされた場合には還付されます。※支払い方法を「口座振替」に変更することもできます。

## ※ 普通徴収(納付書または口座振替)の対象者

- ▶ 年金の受給額が年額18万円未満の人
- ▶ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超える人
- ▶ 加入後、半年～1年未満の人

## ※ 医療を受けるとき

広域連合が交付する資格確認書またはマイナ保険証を保険医療機関へ提示し、医療費の一部(1割、2割、3割のいずれか)を自己負担します。

## ※ 高額療養費の支給

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。

### ▶ 自己負担限度額

所得区分	外 来	外来+入院(世帯)
現役並み 所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回 140,100円 ※1】	
現役並み 所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回 93,000円 ※1】	
現役並み 所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円 ※1】	

所得区分	外 来	外来+入院(世帯)
一般Ⅱ	18,000円	57,600円
一般Ⅰ	(年間上限 144,000円※2)	【多数回 44,400円※1】
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)		15,000円

※1 過去12か月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当になり、限度額が下がります。

※2 8月1日から翌年7月31日までの1年間の外来(個人)の自己負担額の年間上限になります。

※今後、金額は変更になる場合があります。

## ※ 入院時の食事代

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食あたり下記の標準負担額を自己負担とします。

### ▶ 入院時食事代の標準負担額(表①)

所得区分	標準負担額 (1食あたり)
現役並み所得者、一般	510円 一部300円の場合あり
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	過去12か月の入院日数が 90日以内 240円
	過去12か月の入院日数が 91日以上 190円※1
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	110円

※1 区分Ⅱの認定を受けていた期間の入院日数が過去12か月で91日以上の場合は後期高齢者医療担当窓口へ「長期入院該当」の申請をしてください。

※低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「マイナ保険証」または「限度区分を併記した資格確認書」が必要です。

【本】国保年金課、【松】住民福祉課に申請してください。

※今後、金額は変更になる場合があります。

## ※ 療養病床に入院する場合

### ▶ 食費・居住費の標準負担額

所得区分	1食あたりの 食費	1日あたりの 居住費
現役並み所得者、一般	510円 一部の保険医療 機関では 470円	370円
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	240円	
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	140円	
老齢福祉年金受給者	110円	0円

入院医療の必要性が高い人の1食あたりの食費は上記の入院時食事代の標準負担額(表①)と同じ標準負担額になります。

※今後、金額は変更になる場合があります。

## ※ 転入・転出したとき

転入した人は、後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ交付の手続きが必要です。資格確認書または資格情報のお知らせは、後日郵送します。

転出する時は、転出届の際に資格確認書を【本】国保年金課、【松】住民福祉課に返却してください。

¥

税金・年金・保険

## ※ お亡くなりになられたとき

葬儀を行った人(葬祭執行者)に葬祭費(5万円)が支給されます。**本** 国保年金課、**松** 住民福祉課で申請してください。

## 福祉医療制度

**本** 国保年金課 **松** 住民福祉課

福祉医療制度とは、子ども、障害者(児)、母子・父子家庭などの資格要件に該当し受給資格者証を持っている人が、加入する健康保険で医療機関などを受診したときに、保険診療による自己負担分を福祉医療費として助成する制度です。

下記の資格要件に該当する人は、申請により受給資格者証が交付されます。

来庁する人の身分証明書(免許証など)を持って申請してください。 令和8年4月1日 現在

対象者	資格要件	申請に必要なもの	備考
子ども	18歳の年度末までの子ども	子どもの健康保険情報が確認できる書類 外国人は在留カードまたは特別永住者証明書	
(高齢)重度心身障害者	身体障害者手帳(1,2,3級)の交付を受けている人 療育手帳(A,B1)の交付を受けている人 障害年金(1,2級)を受給している人 ※厚生年金は新法 特別児童扶養手当(1,2級)を受給している人	健康保険情報が確認できる書類及び左記、障害等の程度を証する書類 外国人は在留カードまたは特別永住者証明書	※お問い合わせください 令和5年8月1日から所得制限あり
母子・父子家庭の親と子ども	18歳の年度末までの子どもを扶養している配偶者のいない母・父とその子ども	※お問い合わせください	

### ① 受給資格者の人へ ～届出が必要なとき～

	こんなとき	届出に必要なもの
資格変更	被保険者資格が変わったとき(記号・番号が変わったとき)	新しい健康保険情報が確認できる書類 《共通》
	市内で引越したとき(市内転居)	受給資格者の ▶健康保険情報が確認できる書類 ▶受給者証(紛失時を除く)
	氏名が変わったとき	
資格喪失	市外に引越すとき(転出)	来庁者の ▶身分証明書(免許証など)
	亡くなったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	
	結婚(事実婚)が決まったとき(母子・父子資格の人)	

	こんなとき	届出に必要なもの
その他	受給者証を紛失・損壊したとき(再交付)	▶身体障害者手帳など 障害の程度を証する書類 《共通》
	身体障害者手帳、療育手帳、障害年金などの資格に変更があったとき(資格要件変更)	
	高額療養費(付加給付)の支給を受けたとき(安中市へ返還が必要な場合があります)	※お問い合わせください。
	スポーツ保険の支給を受けたとき(安中市へ返還が必要な場合があります)	
	交通事故で受診するとき(第三者行為被害届)	
同一世帯の人が転出・転入・転居・出生・死亡等したとき(重度心身障害者・高齢重度心身障害者資格の人)	受給資格者の ▶健康保険情報が確認できる書類 ▶受給者証(紛失時を除く)  来庁者の ▶身分証明書(免許証など)	

## 国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査

**本** 国保年金課 **本** 健康づくり課 **松** 住民福祉課

本市では、安中市国民健康保険に加入している人に「特定健康診査」、群馬県後期高齢者医療制度に加入している人に「後期高齢者健康診査」を実施します。

### ※ 特定健康診査の対象になる人

- 次の①②を満たす人が対象です。
- ①年度末(3月31日)時点での年齢が40歳以上
  - ②受診日に本市の国民健康保険に加入している

### ※ 後期高齢者健康診査の対象になる人

市内在住の群馬県後期高齢者医療制度に加入している人

### ※ 個人負担金

無料

### ※ 受診方法

- 次の①か②のどちらかで受診してください。どちらか1回のみ受診可能です。
- ①集団健診…安中市保健センターや各地区の公民館などで行います。
  - ②個別健診…健康診査実施医療機関で受診できます。

### ※ 受診時に必要なもの

- ①受診票・受診券
- ②マイナ保険証または資格確認書
- ③採尿した尿容器(集団健診のみ)
- ④質問票(必要事項を記入してください)

## ※ 検査項目

質問票、身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、血圧測定、診察、検尿(尿糖・尿蛋白)血液検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・空腹時血糖・随時血糖またはHbA1c・AST・ALT・γ-GT)

※腹囲は、特定健康診査のみ全員実施。一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に血清クレアチニン・貧血検査・心電図検査・眼底検査を実施する場合があります。

## ※ 健診の結果について

集団健診は本市から、個別健診は医療機関から健診結果をお知らせします。

また、健診結果は医療機関受診状況や介護サービス利用状況を踏まえ、下記事業に活用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

### ① 特定保健指導(特定健康診査受診者)

生活習慣病発症リスクが高いと判定され、医療機関で投薬治療を受けていない人を対象に保健指導を行います。特定健診受診当日に、初回面接を実施します。健診当日に初回面接ができなかった人は後日利用券を郵送します。

### ② 重症化予防事業(特定健康診査受診者)

糖尿病性腎臓病重症化予防事業と健診異常値放置者受診勧奨を行い、生活習慣病の予防や重症化への移行の防止を図ります。

### ③ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施(後期高齢者健康診査受診者)

地域の健康課題を踏まえたうえで、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施し個別訪問や通いの場の支援をしています。

## ※ そのほか

- ▶ 健康診査受診票・受診券および受診案内などは、対象者(4月1日時点で本市の国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人)に5月下旬に送付します。
- ▶ 年度途中に本市の国民健康保険または後期高齢者医療から脱退などした人は、健診は受診できません。脱退後に健診を受診した場合は、健診費用は全額自己負担になりますので、ご注意ください。
- ▶ 本市の国保・後期高齢者人間ドック助成を受ける(予定の)人は、人間ドックに健康診査の検査項目が含まれるため、特定健康診査・後期高齢者健康診査は受診できません。

※4月2日以降に国民健康保険(安中市)・後期高齢者医療制度に加入の届出をした人で、健康診査の受診を希望する場合は本 国保年金課にお問い合わせください。

## 国民年金 本 国保年金課 松 住民福祉課

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。国民年金の被保険者は、次の3種類に区分されています。

- ① 第1号被保険者 自営業・農業・学生・アルバイト・無職の人など
- ② 第2号被保険者 会社員・公務員など
- ③ 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

## ※ 国民年金の届出

国民年金の資格を取得したときや次の変更があったときは、原則14日以内に届出をしてください。

下記の手続きの際には、個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号がわかるもの、本人確認書類をお持ちください。

	こんなとき	必要なもの
強制加入	厚生年金保険・共済組合をやめたとき	社会保険離脱証明書など
	配偶者の扶養からはずれたとき	扶養からはずれた日がわかるもの(社会保険離脱証明書など)
	第1号被保険者が海外から帰国したとき(任意加入していた人も届出が必要です)	パスポート
任意加入	第1号被保険者が国外へ居住し任意加入するとき	国内協力者の住所・氏名などの記入が必要
	60歳以上で任意加入するとき	通帳とその届出印
	任意加入をやめるとき	保険料が引き落とされている通帳とその届出印

## ※ 群馬県国民年金基金

国民年金に加えてゆとりをつくるため、国民年金の保険料を納めている人が任意で加入できる公的な年金制度です。対象者や内容など、詳しくは、群馬県国民年金基金 ☎0120-65-4192(フリーダイヤル)へ。

## ※ 保険料

老齢基礎年金を受給するには、60歳までに国民年金などに最低10年以上加入し保険料を納付(保険料免除期間も含む)していることが必要です。

60歳で受給資格期間を満たしていない場合でも、60~65歳の間に任意加入し、保険料を支払うことによって受給資格期間を満たすことができます。

※昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳になっても受給資格期間を満たすことができない場合は、さらに70歳まで加入期間を延長することができます。

※保険料は毎年度改定されます。

## ※ 保険料の免除制度など

所得が少なく、また失業などにより保険料の支払いが困難な人には、保険料の免除・納付猶予制度があります。

### ① 申請免除制度

申請者本人(被保険者)、申請者の配偶者、世帯主それぞれの前年の所得が一定額以下の場合、日本年金機構から承認を受けると保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※失業を理由として免除を希望する場合は、雇用保険受給資格者証などの書類が必要です。

### ② 納付猶予制度

50歳未満の人に限り、申請者本人(被保険者)及び申請者の配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、日本年金機構から承認を受けると保険料の納付が猶予されます。

¥

税金・年金・保険

### ③ 学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定額以下の場合、日本年金機構から承認を受けると保険料の納付が猶予されます。  
 ※学生納付特例の対象となる大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、高等学校(盲学校・聾(ろう)学校などを含む)、各種専門学校、定時制通信制課程に通学していることが必要です。

### ④ 法定免除制度

障害年金(1級・2級)を受けている人、生活保護法による生活扶助を受けている人、厚生労働大臣が指定する施設に入所している人については、本人(被保険者)の収入に関係なく、届出により保険料の納付が免除されます。

### ✳️ 保険料の追納

過去10年以内に免除などの承認を受けた期間について、後から保険料を納めることができます(追納制度)。追納することにより、将来受け取る老齢基礎年金の支給額を増やすことができます。ただし、3年度以上前の免除等期間の保険料を追納する場合、当時の保険料に加算額がつかますので、早めの追納をお勧めします。

### ✳️ 保険料の納付方法

第1号被保険者および任意加入者の保険料は、2年を過ぎると納められなくなりますので、納め忘れのないようにしてください。保険料はまとめて前払い(前納)すると割引となり、お得です。

### ✳️ 年金給付の種類

国民年金では、全国民に共通する給付として、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されます。また、第1号被保険者・任意加入者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金があります。

種類	給付の条件	年金額(令和8年4月1日現在)
老齢基礎年金	10年以上保険料を納めた人(保険料免除期間含む)に原則として65歳から支給	満額847,300円(S31.4.1以前に生まれた方は年額844,900円) ※納付済月数等により年金額は異なります
障害基礎年金	国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やケガにより、一定程度以上の障害の状態にあると認定された場合に支給(保険料の納付要件を満たしているかなどの条件あり)	▶ 1級…1,059,125円+子の加算 ▶ 2級…847,300円+子の加算 ※1・2人目は各243,800円、3人目以降は1人につき81,300円。
遺族基礎年金	国民年金に加入している人や老齢基礎年金を受ける資格のある人が死亡したとき、その人に扶養されていた18歳(障害者は20歳)未満の子がいる配偶者または子に支給(死亡した人が一定の保険料納付要件を満たしていることが必要)	▶ 子のある配偶者に支給 847,300円+子の加算(1・2人目は243,800円、3人目以降は1人につき81,300円) ▶ 子に支給 1人のとき847,300円、 2人のとき1人535,500円 3人のとき1人383,600円
付加年金	第1号被保険者として付加保険料400円を納めた人に、老齢基礎年金とあわせて支給	200円×付加保険料納付月数
寡婦年金	第1号被保険者として老齢基礎年金を受けられる資格のある人が年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に、60歳から65歳になるまで支給	夫が受けられたであろう第1号被保険者納付済期間分の老齢基礎年金の3/4
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金等を受け取らずに死亡したとき、遺族基礎年金を受けられない遺族に支給	保険料納付期間が 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円

※年金額は、毎年度改定されます。

### ▶ 年金に関する相談・問い合わせ

#### ✳️ ねんきんダイヤル

ナビダイヤル ☎️ 0570-05-1165  
 IP電話 ☎️ 03-6700-1165

#### ✳️ 日本年金機構 高崎年金事務所

高崎市栄町10-1 ☎️ 027-322-4299